あるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b ／ a）×（1 ／ 7,910）

ただし、b ／ a に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　重課に係る台数

b　地方税法附則第 30 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 448 条第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d ／ c）×（1 ／ 1,698）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 2 項及び第 3 項までの規定により読み替えられた同法第 448 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

三　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、地位協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定の適用を受ける者が所有する軽自動車等の当該年度の四月一日現在の台数を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額

区分		額
原動機付自転車		三七五円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	七五〇
	四輪以上のもの	二、二五〇
二輪の小型自動車		七五〇

二輪の小型自動車　四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛（7,800 円×α）× A｝＋｛（1,700 円×β）× B｝］× 0.972

ただし、（7,800 円×α）及び（1,700 円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（7,800 円×α）× A 及び（1,700 円×β）× B に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第 30 条第 1 項の規定の対象となるものの当該年度の 4 月 1 日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定の対象となるものの当該年度の 4 月 1 日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b ／ a）×（1 ／ 7,827）

ただし、b ／ a に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　重課に係る台数

b　地方税法附則第 30 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d ／ c）×（1 ／ 1,719）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定により読み替えられた同法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

三　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、地位協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定の適用を受ける者が所有する軽自動車等の当該年度の四月一日現在の台数を同表の上欄の区分